

介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（現行相当・サービスA）重要事項説明書

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（現行相当・サービスA）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人あいあい
主たる事務所の所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
代表者（職名・氏名）	理事 湯浅 しおり
設立年月日	平成12年12月22日
電話番号	0597-23-3007

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	あいあいの丘デイサービス		
サービスの種類	通所型サービス（現行相当・サービスA）		
事業所の所在地	三重県尾鷲市矢浜四丁目1番46号		
事業所の管理者	東 絵美		
電話番号	0597-37-4165		
指定年月日・事業所番号	現行相当	平成26年11月1日	24A1000033
	サービスA	平成29年 4月1日	
利用定員	35名（内5名サービスA）		
通常の事業の実施地域	尾鷲市・紀北町		

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	114.46 m ²
静養室	ベッド2床
相談室	1室
浴室	一般浴と特浴があります。
送迎車	4台

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、紀北広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（現行相当・サービスA）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、紀北広域連合が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（現行相当・サービスA）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

サービス	内 容
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービス
食事の提供	栄養士が作成する献立を調理し、希望・好みに合わせた食事の提供
健康チェック	血圧・体温チェック等
入浴	利用者の状態に合わせた入浴
生活相談	利用者及び家族の日常における介護、手続き等に関する相談等
送迎	送迎が必要な利用者に対しての送迎サービス

※通所型サービス（現行相当）のサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等、通所型サービスAのサービス内容は簡単な体操、レクリエーション、交流等です。

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。（但し、要相談）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容 (令和7年11月1日現在)

<通所型サービス>

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		従業者の管理等、利用申込調整、計画作成等
生活相談員	2	2	生活指導
看護職員		10	健康チェック
介護職員	5	12	養護
機能訓練指導員		5	日常動作訓練

<宿泊サービス>

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
責任者	1		従業者の管理等、利用申込調整、居宅との連携等
介護職員		10	食事、就寝、起床等の介助及び援助
緊急時対応職員			職員の緊急連絡体制を整備し、緊急時の対応を図る

8. 利用料等

(1) 通所型サービス（現行相当・サービスA）の利用料

【基本部分】

<現行相当>（週1回～2回）

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円（1月につき）	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円（1月につき）	3,621円	7,242円	10,863円

<サービスA>

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	3,330円（1回につき） (月5回までのサービス)	333円	666円	999円
事業対象者 要支援2	同上 (月10回までのサービス)	同上	同上	同上

【加算】※現行相当のみ

- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 88円／月
要支援2 176円／月
- ・若年性認知症利用者受入加算 240円／月（対象者のみ）

- ・介護職員等処遇改善加算 I 上記 1 ヶ月利用料合計の 9.2 %

【減算】

- ・同一建物減算 要支援 1 - 376 円／月（現行相当）
- 要支援 2 - 752 円／月（現行相当）
- 要支援 1・2 - 70 円／回（サービス A）

【その他】

- ・昼食代は、1 日あたり 645 円です。
- ・介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は 1 日あたり 5,025 円です。
(昼食代込)
- ・宿泊サービスは、一泊 2,200 円、朝食 470 円・昼食 645 円・夕食 645 円です。
- ・実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルごとに 30 円いただきます。なお、車輌に限りがあり、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- ・介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名・捺印をお願いします。

(2) 支払い方法

上記の当月利用料金、その他の費用の請求書は、翌月 15 日までに通知します。翌月末までに口座引き落とし、指定金融機関への振込み又は、現金でのお支払いをお願いします。

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・通所型サービス（現行相当・サービス A）の提供により事故が発生した場合は、速やかに紀北広域連合、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通所型サービス（現行相当・サービス A）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

11. 非常災害対策

- ・防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防火管理者を選任するとともに、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に

良好に保ちます。

- ・消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

1 2. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口：あいあいの丘デイサービス

責任者 湯浅しおり 管理者 東絵美

受付時間：午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

電話番号：0597-37-4165

- (2) 行政機関その他の苦情相談窓口

- ・三重県国民健康保険団体連合会苦情窓口 電話：059-222-4165
- ・紀北広域連合 電話：0597-35-0888
- ・尾鷲市福祉保健課 電話：0597-23-8201
- ・紀北町福祉保健課 電話：0597-46-3122

1 3. 秘密保持

- ・事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。
- ・上記に拘わらず、お客様に医療上必要性がある場合、お客様に係る事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様又はその家族等の個人情報を用いる必要がある場合には、お客様の事前の合意を書面により得るものとします。

1 4. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 東 絵美

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- ・虐待防止のための指針の整備をしています。

- ・従業者に対して、虐待を防止するために年1回以上定期的な研修を実施するとともに新規採用時には必ず実施します。

- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考え

られるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ・一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

17. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービス（現行相当・サービスA）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. ハラスメント等

事業所は、適切な通所型サービス（現行相当・サービスA）・宿泊サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

- サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。
- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
 - ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。

- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 三重県尾鷲市矢浜四丁目1番46号
事業所名 あいあいの丘デイサービス
説明者氏名

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

代筆者氏名 (続柄)